

「子どもたちが主体的に生きるための総合的
な取り組みについて」

に関する政策提言

2022（令和4）年12月

茅ヶ崎市議会 文化教育常任委員会

目次

1	政策提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(1) 提言理由・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(2) 提言内容・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	ア 前文	
	イ 総則	
	ウ 子どもの権利	
	エ 子どもの権利を保障するための責務	
	オ 施策の推進	
	カ 推進体制の整備	
	キ 子どもの相談・救済	
	ク 施策の評価	
	(3) 特筆すべき内容・・・・・・・・	6
	ア 学びの保障	
	イ 子どもの遊び場・居場所	
	ウ 子どもの意見表明や参加の促進	
	エ 子ども会議	
	オ 特別な配慮が必要な子どもへの支援	
	カ 推進体制の整備	
	キ 子どもの相談・救済	
2	調査研究の経過・・・・・・・・	9

1. 政策提言

「(仮称)

茅ヶ崎市子どもの権利に関する条例」

の早期制定を求める

(1) 提言理由

すべての子どもが自立した個人として健やかに成長できる社会の実現に向けて、国を挙げて取り組むための重要な法的基盤である「こども基本法」が成立し、令和5年4月1日に公布される。1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」の精神に則り、子どもの権利保障を初めて定めた画期的な法律である。しかし、本市の諸課題に対処するためには、市独自の条例が必要となる。「子育て支援」は、子ども支援ではなく、困窮世帯の親子への給付金なども対症療法として重要だが、原因療法ではない。茅ヶ崎市が、子どもの目線に立った政策を総合的に推進する体制を整備するなど、責務を明らかにする条例の制定が急務と考える。

子どもの権利に対する義務を有するのは、子どもではなく大人である。子どもの権利を規定した包括法の制定は、教育・福祉をはじめとするあらゆる分野での子どもの権利を柱とした政策を強化・加速し、実効性を高める上で大きな意義がある。

子どもは未来への宝であり、社会の宝である。すべての子どもが誰一人取り残されることなく、笑顔あふれる社会を構築し、茅ヶ崎市全体で子どもの育ちを支えていくための共通の基盤となる条例の早期制定を求める。

(2) 提言内容

(条例の構成案)

条例名：(仮称) 茅ヶ崎市子どもの権利に関する条例

ア 前文

子どもは誰でも生まれた時から、一人ひとりが独立した人格を持つ大切な存在です。子どもはひとりの市民であり、子どもとおとなは、お互いの意見や考えを理解し、協力し合って地域社会をつくれます。

子どもの権利が保障されることは、子どもが健やかに育つための条件であり、安心して暮らせる自由で平和な地域や社会をつくるための基本となる重要なことです。

また、日本は世界の国々と「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を結んでおり、民族、性別、障害などにかかわらず、子ども一人ひとりが尊重され、すべての子どもに、生きる、守られる、育つことを大切な権利として保障しなければなりません。

こうした考えのもと、私たちは子どもの権利を保障し、一人ひとりの権利を大切にして、すべての人が自分らしく、心豊かに暮らせるまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

イ 総則

(目的)

子どもの権利の保障

(言葉の意味)

「子ども」「育ち学ぶ施設」「保護者」など

(基本理念)

市、保護者、施設設置者・管理者・職員、市民等による子どもの権利の尊重と保障

ウ 子どもの権利

(子どもが安心して生きる権利)

子どもが一人の人間として生きていくための基本的人権を保障

(子どもが自ら守り、守られ、育まれる権利)

子どもが自分を守り、また守られる環境にあり、必要な支援を受けながら育まれることを保障

(子どもの個性が尊重される権利)

一人一人の考えが自由に表現でき、尊重されることを保障

(子どもが参加する権利)

子どもが様々な活動に参加できることを保障

エ 子ども権利を保障するための責務

(保護者の責務)

子どもの発達程度に応じた養育等の責務

(市の責務)

必要な支援や環境整備等の責務

(学校等の責務)

必要な指導及び支援や環境整備等の責務

(地域の責務)

地域活動へ参加する機会の確保等の責務

(事業者の責務)

職場環境の整備や従業員の意識向上等の責務

オ 施策の推進

(子どもに関する施策の推進)

子どもに関する様々な分野の連携及び総合的かつ計画的な施策の推進

(虐待及び体罰の防止)

虐待及び体罰を防止するための体制整備

(いじめの防止)

いじめを防止するための体制整備

(学びの保障)

特筆すべき内容ア参照

(子どもの遊び場、居場所)

特筆すべき内容イ参照

(子どもの意見表明や参加の促進)

特筆すべき内容ウ参照

(子ども会議)

特筆すべき内容エ参照

(特別な配慮が必要な子どもへの支援)

特筆すべき内容オ参照

(多様性の尊重)

あらゆる差別や差別による不利益を受けずに安心して生きることを保障

カ 推進体制の整備

特筆すべき内容カ参照

(市民への周知・啓発)

推進計画における進捗状況等の公表

キ 子どもの相談・救済

特筆すべき内容キ参照

(子どもの権利擁護委員)

特筆すべき内容キ参照

ク 施策の評価

(第三者機関への報告)

子どもの権利に関わる施策の推進状況を第三者機関へ報告

(評価・検証)

子どもの権利に関わる保障の状況の評価・検証

(3) 特筆すべき内容

ア（学びの保障）

- (ア) 教育は、学び育つ主体としての子ども自身の基本的人権です。あらゆる手段で、子どもたちが誰一人取り残されることのない学びの保障が求められます。
- (イ) あらゆる社会情勢や子どもの状況においても、子どもたちの学習の継続及び学校との関係の維持に努めます。
- (ウ) 学習等に対する支援の充実及び環境整備を行います。

イ（子どもの遊び場、居場所）

- (ア) 市等は、子どもが安心して過ごし、遊び、活動したり文化に触れたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。
- (イ) 市等は、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。
- (ウ) 市等は、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を守る力をつけることができるよう支援します。

ウ（子どもの意見表明や参加の促進）

- (ア) 市は、子どもが市の施策に対して意見を表明する機会を保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進し、その確保に努めなければなりません。
- (イ) 市は、子どもが意見を表明し、又は社会に参加しやすくなるよう、その支援に努めなければなりません。
- (ウ) 市は、子どもの意見表明を支援し、代弁する「意見表明支援員」（アドボケイト）を配置します。

エ（子ども会議）

- (ア) 市長は、市の施策について子どもの意見を求めるため、子ども会議を設置することができます。
- (イ) 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長その他の執行機関に提出することができます。
- (ウ) 市長その他の執行機関は、子ども会議から提出された意見等を尊重しなければなりません。
- (エ) 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進さ

れ、その会議が円滑に運用されるよう必要な支援を行うものとします。

オ （特別な配慮が必要な子どもへの支援）

- (ア) 市は、特別な配慮が必要な子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、その子どもに対し必要な支援を行わなければなりません。

カ 推進体制の整備

(施策の推進)

- (ア) 市は、子どもの権利を保障し、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めるため、あらゆる面に配慮しながら、子どもの権利に関する施策を推進します。

(推進計画)

- (ア) 市は、子どもに関する施策の推進に際し、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障・擁護が総合的かつ計画的に実施されるよう、施策の基本となる推進計画を策定します。

- (イ) 推進計画を策定するに当たっては、第○条第○項に規定する子ども施策推進委員会の意見を聴くとともに、広く市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとします。

(子ども施策推進委員会)

- (ア) 市は、推進計画の策定及び円滑な推進を図るため、子ども施策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置します。
- (イ) 推進委員会は、推進計画の推進に関し、調査、検証などを行い、その結果を市長に報告します。

- (ウ) 推進市長は、推進委員会の報告に基づき、必要な措置を行います。

- (エ) 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めます。

キ 子どもの相談・救済

(相談と救済)

- (ア) 子どもが権利侵害を受けたとき等に必要となる相談や救済

(子どもの権利擁護委員)

- (ア) 子どもが、差別や虐待、いじめなどの権利侵害を受けたとき、または受ける可能性のある状況に置かれた場合、速やかで効果的な救済及び回復の支援のため、茅ヶ崎市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」という。)を設置します。

(擁護委員の職務)

- (ア) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。
- (イ) 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。
- (ウ) 前号の勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

(擁護委員の活動公表)

- (ア) 擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。
- (イ) 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告するとともに、広く市民にも公表します。

(擁護委員の尊重と連携)

- (ア) 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。
- (イ) 保護者、育ち学ぶ施設関係者や市民は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。
- (ウ) 擁護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携し、協働します。

2. 調査研究の経過

文化教育常任委員会では、政策提言に向けて、次のように調査研究活動に取り組んできた。

日時		会議等	概要
令和3年	(1)5月24日	委員間の打合せ	テーマについて、方向性及びテーマ選定に関する決定までのスケジュール確認
	(2)6月 3日	委員間の打合せ	各委員政策討議のテーマ提出について
	(3)6月29日	文化教育常任委員会 (委員間での政策討議)	「子どもたちが主体的に生きるために総合的な取り組みについて」を継続して協議することに決定
	(4)8月23日	委員間の打合せ	テーマを「子どもたちが主体的に生きるために総合的な取り組みについて」とし、令和3年第3回定例会の常任委員会において決定することを委員間において確認、 提言の方向性に係る各委員の提案内容について委員間意見を交換
	(5)9月28日	文化教育常任委員会 (委員間での政策討議)	テーマを「子どもたちが主体的に生きるために総合的な取り組みについて」に決定
	(6)11月 6日	「子どもの権利条約フォーラム（川崎市）」視察を実施	「子どもの権利条約フォーラム（川崎市）」へ委員が参加
	(7)12月 2日	委員間の打合せ	「子どもの権利条約フォーラム（川崎市）」への参加委員における報告
	(8)12月22日	執行部とのヒアリング	各事業における企画段階での子どもたちの意見の取り入れ状況、子どもたちが主体的に取り組める事業例、子どもたちの声を反映できる場所の有無、「子どもの居場所」に係る計画等における位置づけについて

令和4年	(9)3月25日	神奈川県川崎市へのオンライン視察を実施	川崎市にオンライン視察を実施 (子どもの権利条例)
	(10)4月 4日	文化教育常任委員会打合せを実施	今後の政策討議の進め方について川崎市へのオンライン視察についての振り返りを実施
	(11)4月14日	文化教育常任委員会 (委員間での政策討議)	横須賀市への現地視察実施について決定 (子どもの権利条例)
	(12)4月27日	神奈川県横須賀市への現地視察を実施	横須賀市に現地視察を実施 (子どもの権利条例)
	(13)5月 9日	委員間の打合せ	横須賀市への視察についての振り返りを実施
	(14)5月25日	神奈川県川崎市へのオンライン視察を実施	川崎市にオンライン視察を実施 (子どもの権利条例)
	(15)7月21日	文化教育常任委員会 (委員間での政策討議)	北本市への視察実施について決定 (北本市子どもの権利に関する条例)
	(16)7月28日	埼玉県北本市への現地視察を実施	北本市に現地視察を実施 (北本市子どもの権利に関する条例)
	(17)9月28日	委員間の打合せ	「子どもの意見を聞く会」の実施について協議
	(18)10月11日	「子どもの意見を聞く会」を実施	「子どもの意見を聞く会」を実施
	(19)10月24日	委員間の打合せ	政策提言書(素案)について協議
	(20)11月18日	委員間の打合せ	政策提言書(素案)について協議
	(21)11月29日	委員間の打合せ	政策提言書(素案)について協議
	(22)11月30日	委員間の打合せ	政策提言書(素案)について協議
	(23)12月16日	文化教育常任委員会 (委員間での政策討議)	政策提言書(素案)の確認
	(24)12月19日	全員協議会を開催	政策提言書の確認